

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第69号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）				別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）			
区分	事務	条項	内容	区分	事務	条項	内容
保健所	[略]			保健所	[略]		
長	56 薬事法（昭和35年法律第145号）の施行に関する事務	[略]	管理者の兼任の許可	56 医薬品、 <u>医療機器等</u> の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の施行に関する事務	[略]	第7条第3項（ <u>第17条第4項において準用する場合を含む。</u> ）、第28条第3項、 <u>第35条第3項、第39条の2第2項及び第40条の6第2項</u>	管理者の兼任の許可（保健所に委任されている事項に係るものに限る。）
		[略]	[略]		[略]	[略]	
		第10条第1項（第38条第1項及び第2項並びに第40条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）及び第2項（第38条第1項において準用する場合を含む。）、 <u>第32条及び第39条の3第1項</u>	[略]		第10条第1項（第38条第1項及び第2項、 <u>第40条第1項及び第2項並びに第40条の7において準用する場合を含む。</u> ）及び第2項（第38条第1項において準用する場合を含む。）、 <u>第32条並びに第39条の3第1項</u>	[略]	
		[略]	高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は <u>貸貸業</u> の許可及び許可		[略]	第39条第2項及び第4項	高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は <u>貸与業</u> の許可及び許可

		の更新			の更新
				第40条の5第2項及び第4項	再生医療等製品の販売業の許可及び許可の更新
				第68条の11	回収の報告の受理（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
	第69条第1項から第4項まで	[略]		第69条第1項から第4項まで	[略]
	[略]			[略]	
	第76条	[略]		第76条	[略]
	第77条の4の3	回収の報告の受理（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）			
57 薬事法施行令（昭和36年政令第11号）の施行に関する事務	第2条	取扱処方せん数の届出の受理		57 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）の施行に関する事務	
	第4条、第11条及び第44条	[略]		第1条の4、第4条第1項、第11条第1項及び第44条	[略]
	第5条、第6条第1項、第12条、第13条第1項、第45条及び第46条第1項	[略]		第1条の5第1項、第1条の6第1項、第5条第1項、第6条第1項、第12条第1項、第13条第1項、第45条第1項及び第46条第1項	[略]
	第6条第4項、第7条、第13条第4項、第14条、第46条第3項及び第47条	[略]		第1条の6第3項、第1条の7、第6条第4項、第7条第1項、第13条第4項、第14条第	[略]

		第8条、 <u>第15条</u> 及び第48条	[略]
		第19条	[略]
	[略]		
[略]			

		<u>1項</u> 、第46条第3項及び第47条	
		第1条の8、 <u>第8条第1項</u> 、 <u>第15条第1項</u> 及び第48条	[略]
		第2条	<u>取扱処方箋数の届出の受理</u>
		第19条第1項	[略]
	[略]		
[略]			

別表第15 広域振興局以外の出先機関のうち農林水産部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

別表第15 広域振興局以外の出先機関のうち農林水産部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
[略]			
家畜保健衛生所長	[略]		
5	<u>薬事法の施行に関する事務</u>	[略]	
		第39条第2項	高度管理医療機器等の販売業及び貸貸業の許可
		[略]	
		第69条第1項から第3項まで	[略]
		第83条の2の2第1項	[略]
6	<u>薬事法施行令の施行に関する事務</u>	[略]	
		第45条及び第46条	[略]
	[略]		
[略]			

区分	事務	条項	内容
[略]			
家畜保健衛生所長	[略]		
5	<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する事務</u>	[略]	
		第39条第2項	高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可
		[略]	
		第69条第1項から第4項まで	[略]
		第83条の2の3第1項	[略]
6	<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の施行に関する事務</u>	[略]	
		第45条第1項並びに第46条第1項及び第3項	[略]
	[略]		
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

この規則は、公布の日から施行する。